京都美山高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定 平成30年4月1日改定 令和2年4月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都美山高等学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都美山高等学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教務部長、生徒指導部長、各学年主任、人権担当教員、(担任教員)

- 3 「いじめ対策委員会」は半期に1回開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限り ではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
- (1) 基本方針に基づく取組の実施
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 関係機関、専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援 の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め事故を尊重し、他社を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。そのために、全教職員が保護者等と一体となって継続的に取組を行う。

- 2 いじめの未然防止のための取組
- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ・少人数授業の推進
 - ・言語活動の充実
 - ・ベル着の徹底
 - ・教室環境の整備
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ・生徒自治会行事の推進 街頭募金活動・フリーマーケット・ボランティア清掃活動
- 3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - 道徳教育・人権教育の推進
 - 体験活動・読書活動の推進
 - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ・各学年、年1回程度実施(「ライブホームルーム」等において)
- (5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ・校内研修の実施(年1回程度)

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

- 2 いじめの早期発見のための取組
- (1) 情報の集約と共有
 - ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共 有する。
 - ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で 共有する。
 - 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- (2) 毎日「LMSにおけるBBS」の書き込みやメールのチェックを行う。
- (3) 相談体制の整備
 - ・人権担当教員を相談窓口とする。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応
- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やか に「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。

- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- 3 ネット上のいじめへの対応
- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての「ライブホームルーム」等の 授業で研修を実施する。
- (2) 「LMSにおけるBBS」や「ライブ授業中のチャット」の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に 対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
- (1) 京都美山等学校保護者会との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進 京都府文化環境部文教課や警察等の関係機関と適切な連携を図るように努める。